

## 選挙管理委員会告示第 15 号

太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（令和 3 年選挙管理委員会告示第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 3 月 31 日から施行する。

令和 8 年 3 月 31 日

太子町選挙管理委員会委員長 武 田 紀 彦

様式第 11 号の備考 4 (2) 中「7 円 73 銭（単価）」を「8 円 38 銭（単価）」に改める。

様式第 12 号の備考 4 (2) 中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。